

消防法違反がある建物を ホームページに公表します

令和2年4月1日 公表開始

✓ 違反対象物の公表制度について

建物を安心して利用できるように、また建物関係者の防火に対する意識の向上を図るため、重大な消防法令違反のある建物の名称や所在地、違反内容をホームページ上に公開する制度です。

✓ 公表の対象となる建物

飲食店、スーパーマーケット、ホテル、旅館、病院、社会福祉施設など
不特定の人が入り出りする建物（特定防火対象物）

✓ 公表の対象となる消防法令違反

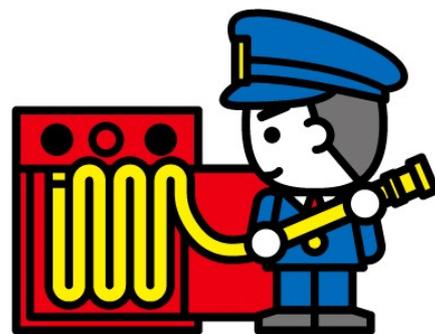
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、その設備が設置されていない建物

✓ 公表の内容

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

✓ 公表の方法

糸魚川市のホームページにて公表します。



建物関係者の方へ

建物の増築、改築及び用途変更を行う場合は、新たに消防用設備の設置や増設が必要となる場合があります。事前に消防本部へお問い合わせください。

お問い合わせ先 糸魚川市消防本部 予防課

新潟県糸魚川市南寺島 2-10-20

TEL 025-553-0119